

国家外貨管理局

銀行貿易金融業務の外貨管理を改善する関連問題の通知

トランザクションバンキング部

2013年12月6日、国家外貨管理局のホームページで、「銀行貿易金融業務の外貨管理を改善する関連問題の通知」（匯発[2013]44号 以下、「44号通知」）が公布され、同日より施行されています。「44号通知」では、外貨資金の不正流入を防止するため、ユーザンス貿易金融への銀行審査管理と企業分類管理等の面から、外貨資金流入への審査管理を強化する措置が取られています（図表1）。

【図表1】「44号通知」要点

銀行審査管理	✓ 90日以上ユーザンス貿易金融に係る貿易真実性・合法性への審査強化
企業分類管理	✓ A類企業の資金流と貨物流に著しい不一致がある等、一定条件に該当する場合、外管局が「リスク提示書」発送後一定期間内に合理的な説明ができれば、B類企業に降格する等

【背景】

2013年の年明けから輸出や外貨ポジションの非連続的な伸びが見られたことから貿易を装った違法資金の流入が懸念されるようになり、5月に国家外貨管理局が、「外貨資金流入管理強化に関する関連問題の通知」（匯発[2013]20号 以下、「20号通知」）を公布しました¹。「20号通知」を施行した後の6月には中国の外貨ポジション²がやや下落しましたが、9月以降再び増加しています（図1）。また、銀行の顧客代理人民元転・外貨転取引をみると、7月以降、直物取引差額と先物取引差額はいずれも大幅に伸びており急激な資金流入を示しています（図2）。このような背景の下で、国家外貨管理局は「20号通知」に続き、更なる規制強化政策となる「44号通知」を公布しました。

図1：中国外貨ポジションと貿易黒字推移

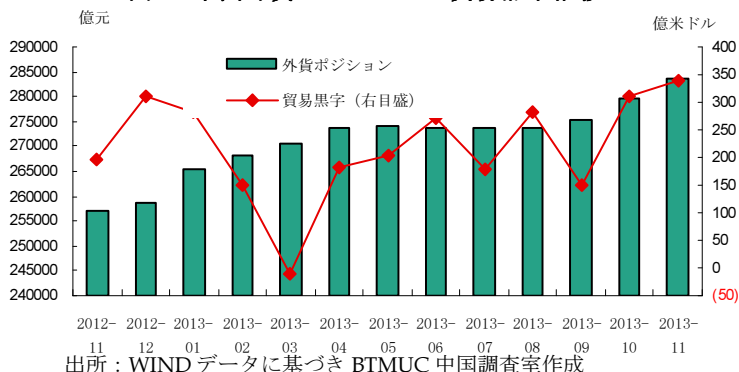
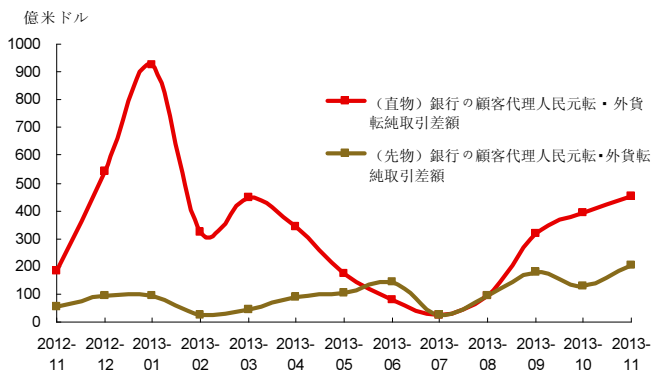


図2：銀行の顧客代理人民元転・外貨転純取引差額推移



¹ 「20号通知」は、中国国内への急速な外貨流入の抑制措置として、資金流と貨物流に著しい不一致や、資金流入額が比較的大きい一部企業に対し、リスク提示書発送後、場合によってはB類企業に分類する等の内容が盛り込まれています。詳細内容は当行実務制度ニュースレターNo.66(2013年5月6日)をご参照ください。リンク先：<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313050803.pdf>

² 金融機関が外貨の購入に応じるために、市場に放出した人民元の累計額。

【主要内容】

➤ **貿易金融の真実性、合法性に対する銀行審査を強化**

「44号通知」では、銀行に対して貿易金融の真実性、合法性への審査職責を確実に履行するよう審査強化を要求しています。特に90日超のユーザンス貿易金融の場合、銀行が十分または高い割合の保証金を受け取っているか否かに関わらず、以下いずれかの状況に該当すれば、審査を強化としています(図表2)。

【図表2】90日以上ユーザンス貿易金融の真実性・合法性への審査強化	
審査強化	審査強化の対象となる融資の状況
業務の真実性、合法性に対し疑問がある場合は、企業に取引関連の契約書の原本と貨物財産権の証明資料を要求すること。	✓ 融資の頻度が高く、規模が大きく、取引相手が相対的に集中している、または関連企業、貿易収支における外貨と人民元通貨種類 mismatches が目立つなどの特徴がある
	✓ 融資対象となる製品自体の価値が高い、または生産の付加価値が高く、容積が小さく運送しやすい、または包装、保存が標準化しやすいなどの特徴がある(これらに限らない)
	✓ 中継貿易、転売(税関特殊監督管理地域の貨物輸入、且つ転売しての輸出)等の形態で対外貿易活動を展開している

このほか、「44号通知」は、銀行に対し、銀行業務部門と分支機関、拠点への監督指導を強化することと、図表2に列挙されている疑わしい取引を発見した場合、国家外貨管理局分支局への報告等も要求しています。

➤ **企業貿易外貨収支分類管理関連**

A類企業が①資金流と貨物流の著しい不一致、②中継貿易収支規模が大きく且つ増加スピードが速い、③ユーザンス貿易金融規模が大きく且つ比率が高い、④クロスボーダー融資利ざや取得取引の典型的な特徴を有する場合、外管局は当該企業に「リスク提示書」を送付し、10営業日以内に状況説明を要求するとしています。

リスク提示書の確認状況により以下の措置が行われます(図表3)。

【図表3】リスク提示書関連措置		
項目	リスク提示書の確認結果	分類管理調整後
①規定期限内に合理的な説明を行う場合	A類を保留	
②規定期限内に原因説明を行わない、或いは証明材料を提供し合理的な説明ができない	B類に降格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3ヶ月連続で関連指標に合致する場合、A類企業に回復させる ✓ A類条件に合致しない場合、分類監督管理期間を3ヶ月間延長する ✓ 6ヶ月の監督管理期間満了後、依然としてA類条件に合致しない場合、状況の深刻度により、分類監督管理期間を1年間延長、またはB類をC類に降格して監督管理期間を1年とする
	状況が深刻な場合、C類に降格	

また、「44号通知」には、処罰強化に関連する内容も含まれております。

【実施後の影響等】

2012年と比べ、2013年通年の中国における外貨ポジションは高いレベルで推移しており、特に7月以降の外貨ポジションと商業銀行の顧客代理人民元転・外貨転純取引差額はいずれも顕著に伸びています。これらの状況に鑑み、「20号通知」と今般の「44号通知」が公布され、外貨資金流入への審査はますます強化されています。

「44号通知」が公布されてからまだ一ヶ月も経っていませんが、各地の外管局で不正な外貨資金流入の検査を強化する動きが出てきています。報道ベースですが上海地域を例としてあげると、外管局が外高橋保税区にある数十社の企業を中心にオンサイト検査を実施しています。検査の理由は、正に「44号通知」に列挙されている①資金流と貨物流の著しい不一致、②中継貿易収支規模が大きく且つ増加スピードが速い、③ユーザンス貿易金融規模が大きく且つ比率が高い、④クロスボーダー融資利ざや取得取引の典型的な特徴を有する、のいずれかに該当したとのことです。一部の企業は「リスク提示書」受領後10営業日以内の状況説明が要求されてはいますが、実際にA類企業からB類企業（或いはC類企業）に降格された事例は現状明らかになっていません。

また、国家外貨管理局のホームページによれば、2013年11月時点で、検査により1076件の虚偽中継貿易のエビデンスが見つかったと公表されています。

全体として外貨管理は緩和の方向にありますが、このようなホットマネーに関連する分野では随時規制の厳格化が図られています。今後も外貨資金流入の動きが加速するようであれば、更なる厳しい外貨流入規制政策が打ち出される可能性があると思われます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p>国家外汇管理局关于完善银行贸易融资业务外汇管理有关问题的通知 汇发[2013]44号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：</p> <p>为加大金融支持实体经济力度，支持守法合规企业正常经营，防范外汇收支风险，现就完善银行贸易融资业务外汇管理有关问题通知如下：</p> <p>一、企业贸易收支应当真实、合法</p> <p>企业的贸易（含转口贸易，下同）收付款应当具有真实、合法的进出口或生产经营交易基础，不得虚构贸易背景利用银行信用办理跨境收支业务。</p> <p>二、银行应完善贸易融资真实性、合规性审查</p> <p>银行应当遵循“了解你的客户”原则，切实履行贸易融资真实性、合规性审查职责，积极支持实体经济真实贸易融资需求，防止企业虚构贸易背景套取银行融资。</p> <p>（一）对于企业向银行申请以信用证、托收等方式办理跨境交易项下贸易融资业务的，银行应当根据企业生产经营、财务状况、产品和市场等情况，确认相关贸易背景的真实性、合规性，核实贸易融资金额、期限与相应贸易背景是否匹配。</p> <p>（二）对于远期（90天以上，包括即期业务展期或叙作其他贸易融资累计期限超过90天，不含</p>	<p>国家外貨管理局銀行貿易金融業務の外貨管理を改善する関連問題の通知 匯発[2013]44号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局、各中資外為指定銀行：</p> <p>金融が実体経済に寄与することを強化し、合法的な企業の正常な経営を支援し、外貨収支リスクを防止するため、ここに銀行貿易金融業務の外貨管理関連事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、企業貿易収支は真実、合法的であること</p> <p>企業の貿易（中継貿易を含む、以下同様）収支は真実、合法的な輸出入または生産経営取引を伴わなければならない。虚偽の貿易背景を利用し、銀行と信を通じてクロスボーダー収支業務を行ってはならない。</p> <p>二、銀行は貿易金融の真実性、合法性審査を改善すること</p> <p>銀行は「Know your customer」原則に従い、貿易金融の真実性、合法性の審査責任を確実に履行し、実体経済の真実の貿易金融需要を積極支援する一方、企業が虚偽の貿易を通じて、不正な銀行融資を受けることを防止しなければならない。</p> <p>（一）企業が銀行に信用状、取立等の方式でクロスボーダー取引の貿易金融を申請した場合、銀行は企業の生産経営、財務状況、製品及び市場等の状況に基づき、貿易背景の真実性、合法性を確認し、貿易金融の金額、期限が対応する貿易背景と一致していることを確認しなければならない。</p> <p>（二）ユーザンス（90日以上、短期のロールオーバーまたはその他の貿易金融累計期間が90日を</p>

90天,下同)贸易融资业务,无论银行是否收取足额或高比例保证金,只要存在以下情况之一的,银行应当基于对客户了解,加大审查力度;银行如对业务真实性、合规性存有疑问,应当要求企业提供交易相关合同与正本货权凭证,以有效甄别虚构贸易背景的融资行为。

1. 融资业务具有频率高、规模大、交易对手相对集中或为关联企业、贸易收支中外汇与人民币币种错配较为突出等特点;

2. 融资对应商品具有(但不限于)自身价值高或生产的附加值高、体积小易于运输或者包装存储易于标准化等特点;

3. 通过转口贸易、转卖(指经由海关特殊监管区域的货物进口并转售出口)等形式开展对外贸易活动。

(三) 银行应当加强贸易融资真实性、合规性尽职调查,制订相关风险防范内控制度,提高识别可疑交易的主动性和敏感性;加强对本银行业务部门和分支机构、网点的监督指导,严禁出现银行基层为完成考核指标而放松审查要求、甚至协助客户规避外汇管理规定的现象。

(四) 银行办理日常业务中发现企业涉及本条第(二)项且交易可疑的,应当及时向国家外汇管理局分支局(以下简称外汇局)报告,并积极配合外汇局采取措施防止异常跨境资金流入。

超える、90日を含まない、以下同様)貿易金融業務は、銀行が十分または高い割合の保証金を受け取っているか否かに関わらず、以下の状況のいずれかが存在する場合、銀行は、「Know your customer」に基づき、審査を強化しなければならない。銀行は業務の真实性、合法性に対し疑義が生じれば、企業に取引関連の契約書原本、貨物財産権の証明書類を要求しなければならない。虚偽の貿易背景による融資行為を効果的に見極めなければならない。

1、融資の頻度が高く、規模が大きく、取引相手が相対的に集中するかまたは関連企業であり、貿易収支における外貨と人民元の幣種ミスマッチが比較的目立つ等の特徴がある。

2、融資に対応する商品の価値が高い、生産での付加価値が高い、容積が小さい、運送しやすく包装、保存が標準化しやすい等の特徴がある(それらに限らない)。

3、中継貿易、転売(税関特殊監督管理地域の貨物を輸入し、転売して輸出)等形式で対外貿易活動を展開する。

(三) 銀行は、貿易金融の真实性と合法性についての職責を尽くした調査を強化しなければならない。関連リスク防止の内部管理制度を整え、疑わしい取引を主体的にかつ敏感に識別する。本銀行業務部門と分支機関、拠点への監督指導を強化しなければならない。銀行の基層部門が評価指標を達成するため審査要求を緩和し、ひいては顧客に協力して、外貨管理規定を回避することを厳格に防止する。

(四) 銀行は日常業務において、企業の本条第(二)項目に係る取引に疑義がある場合、遅滞なく国家外貨管理局分支局(以下、外管局)に報告しなければならない。且つ外管局に協力し、異常クロスボーダー資金流入を防止する措置を積極的に取らなければならない。

三、完善企业贸易外汇收支分类管理

A类企业存在资金流与货物流严重不匹配或者转口贸易收支规模较大且增长较快、远期贸易融资规模较大且比例偏高、具有跨境融资套利交易典型特征等情况的，外汇局将向其发送《风险提示函》，要求其在10个工作日内说明情况。

企业未及时说明情况或无法做出合理解释的，外汇局依据《货物贸易外汇管理指引实施细则》(汇发[2012]38号文件印发)第五十五条等规定，将其列为B类；情节严重的，列为C类，实施严格监管。

企业按前款规定列为B类后符合相关指标连续3个月正常等条件的，外汇局将其恢复为A类；不符合恢复A类条件的，延长分类监管期3个月；6个月监管期满依然不符合恢复A类条件的，视情节严重程度，继续延长分类监管期1年，或将B类转为C类，监管期1年。

四、加强对银行贸易融资真实性、合规性的监测核查

外汇局应当加大对银行贸易融资真实性、合规性的监测力度。对于远期贸易融资业务占比较高，并为涉嫌虚构贸易背景跨境套利的企业提供贸易融资服务的银行，外汇局可抽查一定比例的银行业务资料，评估银行对交易真实性、合规性的尽职审查情况，必要时实施现场核查或检查。

银行阻挠或拒不接受外汇局现场核查或检查，或

三、企業貿易外貨收支分類管理を改善

A類企業において資金の流れと貨物の流れに深刻な不一致がある、中継貿易收支規模が大きく且つ増加が速い、ユーザンス貿易金融規模が大きく且つ比率が高い、クロスボーダー融資の利ざや取得取引の典型的な特徴を有する等の場合、外管局は当該企業に「リスク提示書」を発送し、10営業日以内に状況説明を要求する。

企業が速やかに状況説明ができない、または合理的な解釈ができない場合、外管局は「貨物貿易外貨管理指引实施细则」(匯發[2012]38号)第五十五条関連規定に基づき、当該企業をB類に降格する。状況が深刻な場合、当該企業をC類に降格し、厳格に監督管理を行う。

企業は上記規定に基づきB類企業に降格した後、3ヶ月連続で関連指標が、正常である等の条件に合致する場合、外管局はA類企業に回復させる。A類回復の条件に合致しない場合、分類監督管理期間を3ヶ月間延長する。6ヶ月監督管理期間満了後、依然としてA類回復の条件に合致しない場合、状況の深刻度に応じて、引き続き分類監督管理期間を1年間延長、またはB類をC類に降格し、監督管理期間を1年とする。

四、銀行貿易金融の真实性、合法性のモニタリング検査を強化する

外管局は銀行貿易金融の真实性、合法性へのモニタリングを強化する。ユーザンス貿易金融業務の割合が高く、貿易背景を捏造した企業に貿易金融サービスを提供する銀行に対し、外管局が一定割合の銀行業務資料を抽出検査し、取引真实性、合法性についての職責を尽くした調査の状況を評価する。必要に応じて、オンサイト査察または検査を行う。

銀行が外管局のオンサイト査察または検査を妨

在业务抽查和现场核查、检查过程中发现银行为企业办理贸易融资业务时未充分履行审查职责的，外汇局可向银行进行风险提示，或按照《外汇管理条例》等法规予以处罚。

五、加大处罚力度

银行、企业违反本通知规定的，外汇局按照《外汇管理条例》等法规予以处罚。通过伪造、变造凭证和商业单据或重复使用凭证和商业单据从事虚假贸易，将外汇汇入境内的，以非法流入定性处罚；将外汇收入结汇的，以非法结汇定性处罚；骗购外汇的，以非法套汇定性处罚；将境内外汇汇往境外的，以逃汇定性处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

本通知自下发之日起实施。国家外汇管理局各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行以及农村合作金融机构。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所辖分支机构。执行中如遇到问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402450。

特此通知

国家外汇管理局
2013年12月6日

害または拒否する、または業務抽出検査やオフサイト検証、検査の過程で銀行が十分に審査の職責を履行しないまま企業のために貿易金融業務を行っていたことを発見した場合、外管局は銀行にリスク提示を行う、または「外貨管理条例」等法規に基づき処罰を課す。

五、処罰を強化する

銀行、企業が本通知規定に違反する場合、外管局は「外貨管理条例」等法規に基づき処罰を課す。エビデンスと商業証憑を偽造、変造し、または重複使用して虚偽貿易を行うことにより、外貨を域内に送金する場合、違法流入として罰する。また、外貨収入を人民元転する場合、違法人民元転として処罰し、域内外貨を域外に対外送金する場合、違法外貨逃避として処罰する。犯罪を構成する場合は、法律に基づき刑事責任を追及する。

本通知は公布日より実施する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、直ちに管轄する中心支局、支局、城市商業銀行、農村商業銀行、外商獨資銀行、中外合弁銀行、外国銀行支店、および農村合作金融機構に転送のこと。各中資外為指定銀行は本通知受領後、直ちに所管の分支機構に転送のこと。執行において問題がある場合には、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックのこと。

電話：010-68402450

特にここで通知する。

国家外貨管理局
2013年12月6日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4259